

第5回定例会 9月19日～20日

幸町地区コミュニティ施設

9月定例会は19、20日の2日間の会期で開かれ、町長の行政報告の後に6議員が9項目にわたり一般質問を行いました。

引き続き、同意、議会の個人情報保護条例の一部改正、条例の制定、条件の一部改正、指定管理者の指定、補正予算、意見書など18件の議案を審議し、原案どおり可決しました。令和5年度各会計決算の認定6件については、決算審査特別委員会を設置のうえ委員会付託し、次期定例会までの継続審査とされました。



幸町地区コミュニティ施設
工事現場

9月定例会予算補正

会計別	今回補正額	予算総額
一般会計	2億2,872万1千円	72億8,460万8千円
介護保険会計	2,454万6千円	6億9,150万3千円

補正された主な内容

〈一般会計〉

○庁舎等維持管理経費	443万円
○ふるさと定住促進事業	672万円
○障害者総合支援事業経費	1,034万円
○児童手当等扶助費（※）	1,049万円
○下水道事業会計繰出金	938万円
○木材工芸館整備事業	1億6,500万円
○町営住宅管理経費	1,052万円

〈介護保険会計〉

○国庫支出金等償還金	2,454万円
------------	---------

児童手当等扶助費（※）の予算補正は、この図の制度改正に対応するためのものです。

令和6年10月1日からスタート!

児童手当が改正されます

POINT①	POINT②	POINT③	POINT④
対象児童の 年齢拡大	所得制限 なし	第3子以降の 支給額増加	支払い月の 変更
高校生年代まで	所得に関係なく支給	第3子以降:3万円	2ヶ月に1回

児童手当制度改正【令和6年12月支給分から】

- 同意 1件
- 議会の個人情報保護
条例の一部改正 1件
- 条例の制定 2件
- 条件の一部改正 1件
- 指定管理者の指定 1件
- 補正予算 3件
- 決算の認定 6件
- 意見書 4件
- 報告 5件

条例を制定



幸町地区コミュニティ施設の立面図

人事

教育委員会委員の任命

9月30日で任期満了となる鈴木健二さん（木樋）を再任することに同意しました。

条例

議会の個人情報保護に関する条例の一部改正

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が拘禁刑として単一化されるため、所要の改正を行いました。

幸町地区コミュニティ施設条例の制定

現在建設中の津別町幸町地区コミュニティ施設の円滑な管理を行うため、施設の設定及び管理に関し、必要な事項を定める条例を制定しました。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が拘禁刑として単一化されるため、所要の改正を行いました。

ふるさとつべつ応援基金条例の一部改正

基金を財源として、企業版ふるさと納税活用事業を実施するため、基金の対象事業に企業版ふるさと納税活用事業を追加する改正を行いました。

公の施設に係る指定管理者の指定

○津別町体験交流施設
指定管理者の名称
合同会社 川瀬牧場
指定期間
令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで